政務活動費制度の概要

1 政務調査費から政務活動費への変更経過

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)の制定
 - ① 公布、施行
 - 平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行
 - ② 改正点(法第100条)
 - ア 名称変更 (第14・15項)
 - 「政務調査費」から「政務活動費」へ変更。
 - イ 交付目的(第14項)
 - 議員の「調査研究」から「調査研究その他の活動」に資するため必要な 経費に改正。
 - ・ 法律上、従来調査活動として認められていなかった対外的な陳情活動 等のための旅費、交通費や会派単位で行う会議に要する経費等も、条例 で規定することにより充当が可能となった。
 - ウ 条例必置の追加(第14項)
 - 交付対象、額、交付方法に加え、政務活動費を充てることができる経費 の範囲を条例で定めることが追加。
 - エ 使途の透明性の確保(第16項)
 - 議長は使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 県条例等の改正

- ① 本県議会における検討(政務活動費に関する検討委員会)
 - 平成24年12月4日設置(全会派10名により構成。委員長:吉田栄光 議員)
 - 条例・施行規程等の改正及び政務活動費に関する事項について、平成24 年12月6日の第1回から平成25年2月28日まで、計11回にわたり検 計実施。
- ② 条例等の改正
 - ア 福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年 条例第1号)
 - 改正後の名称「福島県政務活動費の交付に関する条例」
 - 平成25年2月26日公布、平成25年3月1日施行
 - 地方自治法改正に伴う名称、交付目的の変更のほか、第8条で政務活動 費を充てることができる経費の範囲を規定し、別表にその内容を明記。
 - 条例附則の経過措置規定により、平成25年3月分は政務調査費として 取り扱い、平成25年4月分から政務活動費として交付することとした。
 - イ 福島県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程(平成25年県議会告示第1号)
 - 改正後の名称「福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程」
 - 平成25年2月26日告示、平成25年3月1日施行
 - ウ 福島県政務調査費の交付に関する取扱要領(平成20年2月1日制定)
 - 改正後の名称「福島県政務活動費の交付に関する取扱要領」
 - 平成25年3月5日改正、平成25年4月1日施行

2 政務活動費制度の概要

政務活動費に関する検討委員会(委員長 吉田栄光議員)による議長への報告書 (平成25年2月28日報告)に沿い、次の観点から政務調査費制度の見直しを行った。

(1) 交付対象

○ 従前どおり、交付対象は会派とし、会派から議員へ委託可能。

(2) 交付額

- 改正前と同様、会派所属議員1人当たり月額35万円。
- 県の厳しい財政状況を鑑み、従前の月額5万円の減額措置(平成23年4月 1日から平成25年3月31日の間)を平成27年3月31日まで延長した。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

① 充当経費の範囲を条例で規定

- 従来、「会派に関する政務調査費の使途基準」、「会派から議員に委託された調査研究費の使途基準」と会派・議員委託別に経費の範囲を条例施行規程で定めていた。
- 政務活動費では、経費範囲の明確化、透明化を図るため、同一の使途項目 に統一し条例別表で規定した。

② 使途項目の新設・変更

ア 「要請陳情等活動費」の新設

○ 地方自治法改正の趣旨を踏まえ、地域のための予算獲得、県政の課題解 決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情のための経費や要請陳 情活動の前提となる住民からの個別相談等の経費を設けた。

イ 「会議費」への整理

○ 従来、「広聴費」に分類していた経費を議員活動の実態等に合わせ、「会 議費」として整理した。

ウ 「広聴広報費」への整理

○ 県政報告会等、広聴と広報の両側面を持つ支出に対応するため、従来の「広聴費」及び「広報費」を「広聴広報費」として再整理した。

③ 透明性の確保

ア 収支報告書等様式の改正

○ 活動目的や内容をより明らかにするため、従前の様式に項目建てした欄を設けるよう様式を改正した。

(日時、場所(会場)、対応者・参加者、目的、内容)

イ 政務活動費検討会の設置

○ 政務活動費の運用についての疑義や透明性の確保に関する事項等について協議するため、県議会会議規則第120条第1項に定める常設の協議等の場として、各会派の政務活動費経理責任者等で構成される「政務活動費検討会」を平成25年3月29日に設置した。

(会長:斎藤勝利議員、計10名の委員)

政務活動費を充てることができる経費の範囲(政務調査費との比較)

政務活動費		政務調査費		
会派及び会派からの委託議員		会派		会派からの委託議員
調査研究費		調査研究費		調査研究費
○会派(所属議員を含む)が行り県の事務、地方分財政等に関する調査研究(視察を含む。) ○調査委託で要する経費		○会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費 ○会派がその所属議員に対し、調査研究を委託する経費		○議員が予県の事務及び地方行財政に 関する調査研究に要する経費
研 修 費		研 修 費	調	研修参加費
○会派(所属議員を含む)がテラ研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 ○団体等が開催する研修会(視察を含む。)、 講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費		○会派が予研修費、講演会等の実施ご必要な経費 ○他の団体等が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派雇用職員の参加に要する経費	査研	○研修会、講演会等への議員及び議員雇 用職員の参加に要する経費
広聴広報費	9	広 聴 費	究	広 聴 費
○会派(所属議員を含む)が行う県政に関する 政策等の広聴広報活動に要する経費		○会派が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合等 に要する経費	活 動	○議員が地域住民等の県政に関する要望、意見等を聴取するために開催する会議・会合等に要する経費 ○意見交換のための各種団体等との会議・会合等への出席に要する経費
要請陳情等活動費 ○会派 (所属議員を含む) がう要請陳情活動 住民相談等の活動に要する経費			費	
会議費	r	広報費		広報費
○会派 (所属議員を含む) が行ろ種会議、住 民相談会等に要する経費 ○団体等が開催する意見交換会等各種会議へ の会派としての参加に要する経費		○会派が予議会活動及び県政に関する政策 等の広報活動に要する経費		○議員が予議会活動及び県政に関する 政策等の報告会等広報活動に要する経 費 ○広報紙の印刷等広報活動に要する経費
資料作成費		資料作成費		資料作成費
○会派(所属議員を含む)がテラ活動に必要な 資料を作成するために要する経費		○会派が議会審議で必要な資料を作成するために要する経費		○議員が議会審議ご必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費		<u>資料購入費</u>		資料購入費
○会派(所属議員を含む)が行う活動のために 必要な図書、資料等の購入、利用等に要する 経費		○会派が行う調査研究のためこ必要な図書、 資料等の購入に要する経費		○議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務所費(議員委託のみ)	1		調	事務所費
○議員が行活動のためこ必要な事務所の設置、 管理に要する経費	 		查	○議員が行調査研究活動のためこ必要な 事務所の設置、管理ご要する経費
事務費		事務費	研	事 務 費
○会派 (所属議員を含む) が丁ラ活動に係る事 務の遂行に要する経費		○会派が行う調査研究に係る事務遂行に要す ぶ経費	究 事	○議員がつ調査研究に係る事務遂行に 要する経費
人 件 費		人 件 費	務	人 件 費
○会派(所属議員を含む)がう活動を補助する は関を雇用する経費		○会派が予調査研究活動を補助する職員等 を雇用する経費	費	○議員が予調査研究活動を補助する職 員等を雇用する経費